

諮詢された物質に関する見直し等の進捗について

- 「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（諮詢第362号）を受け、以下の表に示す物質について、土壤環境基準並びに土壤汚染対策法に定める特定有害物質及び土壤溶出量基準等の見直しに係る検討を進めている。
- 1,1-ジクロロエチレンは、平成26年に土壤環境基準及び土壤溶出量基準等の見直しを行った。また、クロロエチレンは土壤環境基準及び土壤溶出量基準等の追加、1,4-ジオキサン※は土壤環境基準の追加をそれぞれ平成28年に行い、平成29年4月1日に施行された。1,2-ジクロロエチレンは、平成31年に土壤環境基準及び土壤溶出量基準等の見直しを行った。
- カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについては、今後、見直し予定。

	水道水質基準 (mg/L)	水質環境基準 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	土壤環境基準 (mg/L)	土壤汚染対策法	
					土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1以下 (H21.4)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H21.11)	0.02→0.1以下 (H26.3)	0.02→0.1以下 (H26.8)	—
1,4-ジオキサン	0.05以下 (H16.4)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H21.11)	0.05以下 (H29.4)	—※1	—
クロロエチレン	—	—	0.002以下 (H21.11)	0.002以下 (H29.4)	0.002以下 (H29.4)	—
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.4)	0.04(シス体のみ) (H5)	0.04(シス体のみ) →0.04以下 (H21.11)	0.04以下(シス体のみ) →0.04以下 (H31.4)	0.04以下(シス体のみ) →0.04以下 (H31.4)	—
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003以下 (H22.4)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01→0.003以下 (H23.10)	0.01以下 (H3)	0.01以下 (H14.12)	150以下 (H14.12)
トリクロロエチレン	0.03→0.01以下 (H23.4)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03→0.01以下 (H26.11)	0.03以下 (H6)	0.03以下 (H14.12)	—

* 上表において、基準が改定されたものについては、改定前と改定後の変化(→)とその時期について記載している。

※ 土壤ガス調査による検出が困難であるため、当面は土壤汚染対策法の特定有害物質には指定せず、調査技術の開発を推進中。